

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和2年9月3日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第38号 令和3年度墨田区立小・中学校募集人数について

報告事項

第1 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について(資料1)

議案第38号

令和3年度墨田区立小・中学校募集人数について

上記の議案を提出する。

令和2年9月3日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

墨田区学校選択制度実施要綱第4条の規定により、決定する必要がある。

令和3年度墨田区立小・中学校募集人数について

小学校名	通学区域内の住民基本台帳児童数 9月1日現在(人)	募集人数(受入可能数)	
		児童数(人)	学級数(学級)
緑	101	101	3
外手	82	85	3
二葉	150	他学区からの 選択停止	
錦糸	89	89	3
中和	51	51	2
言問	55	85	3
小梅	75	85	3
柳島	77	85	3
業平	73	85	3
両国	85	85	3
横川	84	85	3
菊川	68	68	2
第三吾孺	69	85	3
第四吾孺	35	50	2
第一寺島	51	85	3
第二寺島	79	85	3
第三寺島	53	53	2
曳舟	94	他学区からの 選択停止	
中川	72	他学区からの 選択停止	
東吾孺	44	50	2
押上	69	85	3
八広	132	132	4
隅田	73	85	3
立花吾孺の森	65	85	3
梅若	96	96	3

中学校名	通学区域内の住民基本台帳生徒数 9月1日現在(人)	募集人数(受入可能数)	
		生徒数(人)	学級数(学級)
墨田	166	180	5
本所	177	180	5
両国	217	220	6
豎川	147	180	5
錦糸	192	220	6
吾孺第二	136	140	4
寺島	90	140	4
文花	207	220	6
桜堤	237	237	6
吾孺立花	165	180	5

※募集人数は、各小中学校の通学区域内に居住する児童・生徒数及び、各学校施設の現況等から設定している。

※通学区域の学校を希望する場合は、募集人数にかかわらず全員の受入を行う。

ただし、当該住所に生活実態が無いことが確認できた場合は、受入を行わない。

※通学区域内の入学予定者数の増加に応じて、受入可能人数を拡大する場合がある。この場合、通学区域外からの受入は行わない。

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があった。

依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により、異議ない旨を回答した。

2 条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

3 改正内容

別紙1のとおり

4 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

5 区長からの依頼文

別紙2のとおり

6 区長への回答文

別紙3のとおり

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(介護補償) 第11条 〔略〕 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>16万6,950円</u>を超えるときは、<u>16万6,950円</u>） (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万2,990円</u>以下であるときに限る。）。<u>7万2,990円</u> (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万3,480円</u>を超える	〔同左〕 第11条 〔略〕 2 〔同左〕 (1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>16万5,150円</u>を超えるときは、<u>16万5,150円</u>） (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万790円</u>以下であるときに限る。）。<u>7万790円</u> (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万2,580円</u>を超える

ときは、8万3,480円)

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が3万6,500円以下であるときに限る。）。3万6,500円

付 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条 〔略〕

2～4 〔略〕

- 5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、災害発生日における法定利率に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

- 6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）

ときは、8万2,580円)

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が3万5,400円以下であるときに限る。）。3万5,400円

付 則

〔同左〕

第3条 〔略〕

2～4 〔略〕

- 5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、100分の5に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

- 6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）

を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>災害発生日における法定利率</u>に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。	を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。
---	--

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

2 墨 総 法 条 第 1 4 号

令 和 2 年 9 月 1 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和2年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条
例の一部を改正する条例

2 提案理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の
一部改正を踏まえ、介護補償額を改定するほか、所要の規定整備をする必要があ
る。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第30号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月9日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「16万5,150円」を「16万6,950円」に改め、同項第2号中「7万790円」を「7万2,990円」に改め、同項第3号中「8万2,580円」を「8万3,480円」に改め、同項第4号中「3万5,400円」を「3万6,500円」に改める。

付則第3条第5項及び第6項中「100分の5」を「災害発生日における法定利率」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にお

いて、この条例による改正前の第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

（提案理由）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。

2 墨教庶第 7 7 2 号
令和 2 年 9 月 1 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和 2 年 9 月 1 日付け 2 墨総法条第 1 4 号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

1 意見聴取のあった条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例